

肝炎治療受給者証(インターフェロンフリー治療)の交付申請に係る診断書(再治療)

フリガナ 患者氏名		性別 男・女	生年月日(年齢) 明昭 大平 年 月 日生 (満 歳)
住所	郵便番号 電話番号 ()		
診断年月	昭和・平成 年 月	前医 (あれば記載)	医療機関名 医師名
過去の治療歴	<p>該当する項目にチェックする。チェックした場合、これまでの治療内容について該当項目を○で囲む。</p> <p>1. インターフェロン治療歴 <input type="checkbox"/> インターフェロン治療歴あり。 ア. ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法 (中止・再燃・無効) イ. ペグインターフェロン、リバビリンおよびプロテアーゼ阻害剤(薬剤名:) 3剤併用療法 (中止・再燃・無効) ウ. 上記以外の治療 (具体的に記載:)</p> <p>2. インターフェロンフリー治療歴 <input type="checkbox"/> インターフェロンフリー治療歴あり。(薬剤名:)(中止・再燃・無効)</p>		
検査所見	<p>今回の治療開始前の所見を記入する。</p> <p>1. C型肝炎ウイルスマーカー (検査日: 平成 年 月 日) (1) HCV-RNA定量 _____ (単位: _____、測定法 _____) (2) ウイルス型(該当する項目を○で囲む) ア)セロタイプ(グループ)1、あるいはジェノタイプ1 イ)セロタイプ(グループ)2、あるいはジェノタイプ2 ウ)上記のいずれも該当しない(ジェノタイプ検査データがある場合は記載:)</p> <p>2. 血液検査 (検査日: 平成 年 月 日) AST _____ IU/l (施設の基準値: _____ ~ _____) ALT _____ IU/l (施設の基準値: _____ ~ _____) 血小板 _____ /ul (施設の基準値: _____ ~ _____) その他の血液検査所見(必要に応じて記載) (_____)</p> <p>3. 画像診断及び肝生検などの所見 (検査日: 平成 年 月 日) (所見: _____)</p> <p>4. (肝硬変症の場合)Child-Pugh 分類 A・B・C (該当する方を○で囲む)</p>		
診断	<p>該当番号を○で囲む。</p> <p>1. 慢性肝炎 (C型肝炎ウイルスによる) 2. 代償性肝硬変 (C型肝炎ウイルスによる) ※Child-Pugh分類Aに限る</p>		
肝がんの合併	肝がん 1. あり 2. なし		
治療内容	<p>インターフェロンフリー治療 (薬剤名: _____) 治療予定期間 _____ 週 (平成 年 月 ~ 平成 年 月)</p>		
本診断書を作成する医師	<p>インターフェロンフリー治療の再治療の場合、以下のいずれかの項目にチェックがない場合は助成対象となりません。</p> <p><input type="checkbox"/> 肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医 <input type="checkbox"/> 他の日本肝臓学会肝臓専門医又は都道府県が指定する医師で、別紙意見書を添付している医師</p>		
治療上の問題点			
<p>上記のとおり、以前とは異なるインターフェロンフリー治療薬による再治療を行う必要があると診断します。</p> <p>医療機関名及び所在地 _____ 記載年月日 平成 年 月 日</p> <p>医師氏名 _____ 印</p>			

(注)

1. 診断書の有効期間は、記載日から起算して3か月以内です。
2. 記載日前6か月以内(ただし、治療中の場合は治療開始時)の資料に基づいて記載してください。
3. 記入漏れのある場合は認定できないことがあるので、ご注意ください。
4. 都道府県が指定する医師とは、岡山県では肝炎一次専門医療機関の基準を満たす医師として届け出ている医師の事です。
5. 医療費助成期間は、ダクラタスビルとアスナプレビルとの併用療法においては上記治療予定期間の初日から7か月、ソホスビルとリバビリンの併用療法、レジパスビル/ソホスビル配合錠による治療、オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル配合剤、エルバスビル及びグラゾプレビル水和物併用療法、ダクラタスビル塩酸塩・アスナプレビル・ベクラプレビル塩酸塩配合錠による治療においては上記治療予定期間の初日から4か月、セロタイプ2の慢性肝炎に対するオムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル配合剤及びリバビリン併用療法による治療においては上記治療予定期間の初日から5か月の助成期間を限度とします。
6. 診断書作成医が肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医でない場合、様式第2-9号「インターフェロンフリー治療(再治療)に対する意見書」の添付が必要です。